

◆取引業者の皆様へ◆

公的資金に係る物件調達等契約に係る取扱いについて

パナック株式会社では、平成19年2月15日付け文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン実施基準」および平成26年8月26日付け文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、競争的資金等を適正に運営・管理するため、不正な取引に関与した取引業者については、取引停止処分等の措置をとらせていただきます。

『不正な取引に関与』とは、以下のいずれかに該当する場合です。

1. 研究費を取引外の用途に運用することを目的として、取引内容を偽装し、その偽装行為に加担、協力または持ちかけること。
2. 架空の取引により、研究費を預け金として管理することに加担、協力または持ちかけること。
3. 1. および2. 以外で研究費を不正運用する取引に加担、協力または持ちかけること。